

地域コミュニティ協議会とは

《地域コミュニティ協議会の設立に関する要綱(案)》

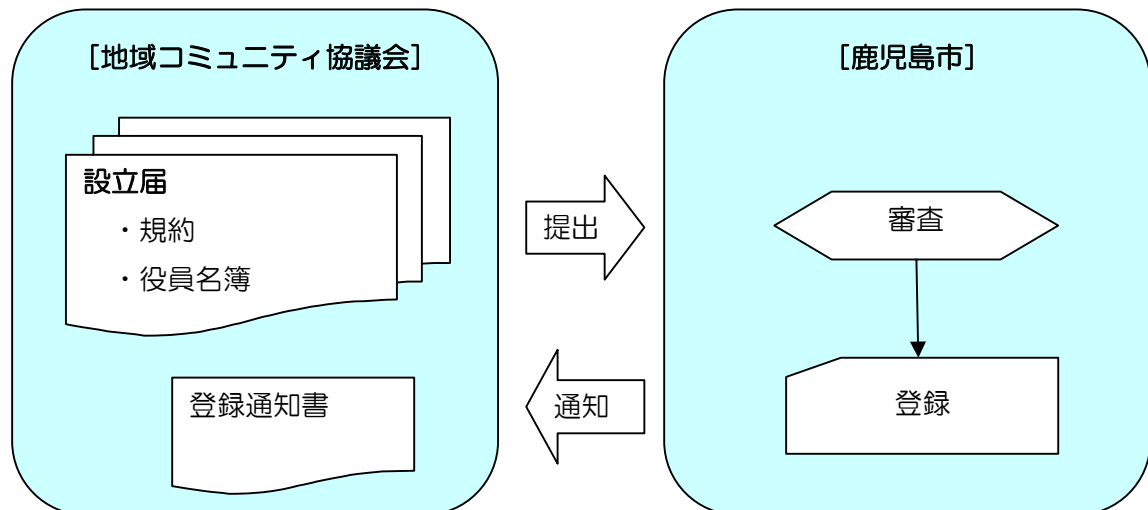
【定義】 地域コミュニティ組織等の有機的な連携を図り、地域の課題解決や円滑な校区コミュニティ活動を推進することを目的とするもの

【設立】 原則として、1小学校区に1団体の設立とする。

【設立要件】 以下の要件を備えた団体

- 町内会の8割以上の参加
- 校区公民館運営審議会、校区社会福祉協議会、校区あいご会及び地域安心安全ネットワーク会議の参加
- 地区民生委員・児童委員協議会及び鹿児島市衛生組織連合会の参加
- 当該校区内に居住する個人及び所在する法人その他団体からの参加を容認
- 団体の運営を公正かつ円滑に行うため規約の制定
- 政治、宗教、営利を目的とした活動禁止

【設立手順】



※登録変更手続及び解散時手続についても規定している。

《地域コミュニティ協議会規約例》

地域コミュニティ協議会規約は地域の実情によって、組織体制などが異なることが想定されますので、規約(例)は一つのモデルとして示し、参考にしてもらうため作成する。

ただし、必要項目として下記の5項目は盛り込んでもらうこととする。

- ①地域の課題解決のため、自主的、主体的に活動を行うことを目的とすること
- ②各地域の居住者や所在する法人、団体など、幅広い住民や各種団体の参加による組織構成とすること
- ③地域コミュニティ協議会規約に基づき、役員为民主的選出を行うこと
- ④部会、役員会、総会を開催し、協議による意思決定を行うこと
- ⑤地域コミュニティ協議会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成等の会計処理の透明性を確保すること